



親展

退職年金分掛金の払込実績通知書

KKR

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般)

受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

KKRホームページ <https://www.kkr.or.jp/>

『在職中の方の住所変更については、ご所属の共済組合へお申し出ください。』

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください

(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

退職年金分掛金の払込実績通知書

作成日

長期組合員番号
組合員氏名

※お問い合わせの際は、長期組合員番号をお知らせください。

退職年金分掛金の払込実績に関する情報については、下記のとおりとなります。(各表示項目の内容については裏面をご覧ください。)

(単位：円)

適用年月	(1) 標準報酬月額	(2) 期末手当等額	(3) 付与額	(4) 利息	(5) 付与額と利息の合計額

(6) 計算基準日		(7) 末現在の付与額と利息の累計額	
		(8) 付与額累計額	
(11) 給付算定基礎期間		(9) 利息の累計額	
		(10) 令和7年3月末現在の付与額と利息の累計額 < (7) + (8) + (9) >	

(12) 付与率			
----------	--	--	--

(13) 基準利率			
-----------	--	--	--

(注) この通知書は、作成日現在において、ご自身が加入している(加入していた)共済組合から連合会に通知された標準報酬などの情報をもとに作成されています。
このため共済組合からの通知時期などにより最新の情報となっていない場合があります。(将来の年金額に影響するものではありません。)

「退職年金分掛金の払込実績通知書」について

この通知書は、ご自身が将来受け取る「退職等年金給付制度」における退職年金の掛金の積み立てに関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、すでに退職されている方には、退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度にお届けします。

通知書に表示されている情報は、前年度末現在における、ご自身が将来受け取る退職年金額の基礎となりますので、ご確認ください。
(注) 表示されている金額等は、将来の年金原資であり、年金額ではありません。

KKRホームページのご案内

「退職等年金給付制度」の詳細な説明については、KKRホームページをご覧ください。

KKR 退職等年金給付

検索

財政検証(令和5年度末)結果についても、KKRホームページでご覧いただけます。



KKR年金スマートサービスで年金の試算依頼ができます

KKR年金スマートサービスは、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードによる個人認証を行い、ご自身の年金に関する情報をマイナポータルから受け取ることができます。

是非ご活用ください。

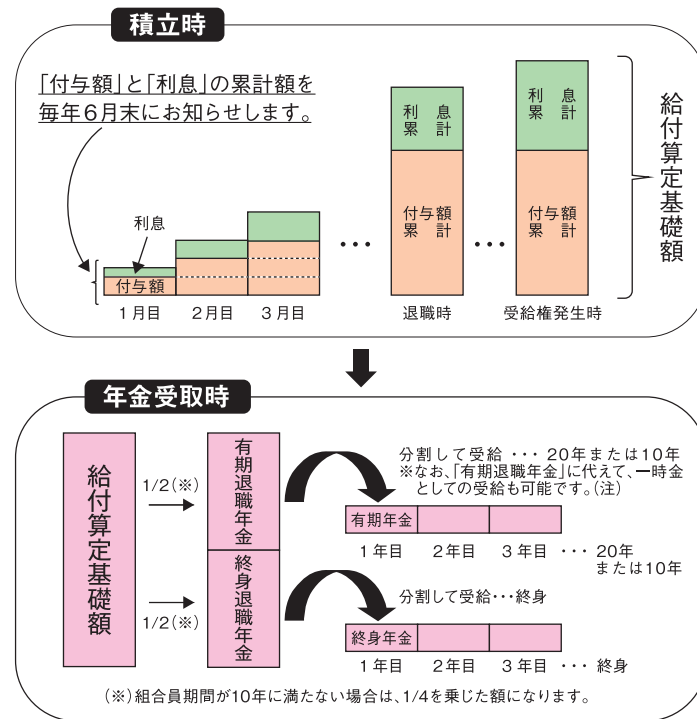
ご利用は、KKRホームページ
トップページから→



(通知書に表示されている各項目の見方)

- (1) **標準報酬月額**
掛金と付与額の基礎となる給与と諸手当などの合計額です。
- (2) **期末手当等額**
掛金と付与額の基礎となる賞与などの額です。
- (3) **付与額**
標準報酬月額又は標準期末手当等の額に付与率を乗じて算定された金額となります。
- (4) **利息**
前月末現在の付与額と利息の累計額及び当月の付与額に対し、それぞれ基準利率をもとに算定した率を乗じて得た額を合算した額です。
- (5) **付与額と利息の合計額**
各適用年月末現在の付与額と利息の合計額です。
- (6) **計算基準日**
令和7年3月31日
- (7) **令和6年3月末現在の付与額と利息の累計額**
令和6年3月末現在における付与額と利息を累計した額です。
(令和6年3月以前の組合員期間を有していない方は*で表示しています。)
(退職年金を受給している方が令和6年度中に組合員として再就職した場合は、再就職年月の前月末現在における累計額を表示しています。)
- (8) **付与額累計額**
令和6年度における各月の付与額を累計した額です。
- (9) **利息の累計額**
令和6年度における各月の利息を累計した額です。
- (10) **令和7年3月年度末現在の付与額と利息の累計額**
令和7年3月末現在における付与額と利息を累計した額で、将来の年金原資となる額です。
- (11) **給付算定基礎期間**
平成27年10月（退職等年金給付制度創設）以後の組合員期間の年月数です。
- (12) **付与率**
付与額を求めるために標準報酬月額および標準期末手当等の額に乘じる率です。
- (13) **基準利率**
利息を求めるために付与額等に乘じる率の基準となる率です。
(毎年10月に見直されます。)

積立時と年金受取時のイメージ



(注) 有期退職年金に代わる一時金は、所得税法上、退職所得となります。このため、将来、退職年金を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。